



税務調査でチェックされる 「関係会社間取引①」

週刊税務通信2021年4月19日号No.3651「税務調査を乗り切るポイント」愛知吉隆著より

取引の価格

関係者間の取引は、第三者間取引より恣意性が入りやすく調査では問題となりやすくなります。

特に関係会社への販売、又は購入等でどちらかの会社に一方的に有利(不利)な価格で、それが不当に税金を減少させる場合は、税務上【寄付金等】として取り扱われます。

同様に、関係会社分の経費をほかの会社が負担することも、税務上【寄付金等】として取り扱われます。

①調査での関係会社の「把握方法」と「指摘事項」

- ・事前に、法人税申告書の「出資関係図」「別表2」より株主の状況・異動・有価証券の科目明細書をチェック。
- ・調査初日で会社概要をヒアリングする際に、関係会社間でどのような取引があるのかを確認。
- ・その中で、「取引額(単価等)」が他社と比べて大きく異なっているものについては、その理由を確認。

⇒関係会社間の「単価等」は毎年見直すこと！

・関係会社間で、同じスペースを使っている場合の「家賃負担」や「事務コスト」は、一方の会社負担になっているケースが多く、指摘されやすい。

⇒お互いの「使用面積」「人員」「役務の工数」等、何らかの合理的な基準で按分し、負担額を算出する。

⇒定期的に見直さないと、調査時に実態とかけ離れた割合となっている場合があるので注意！

- ・「資金の融資(金利)」や「資産の売却」について、市場価格をベースとしているかを確認。

⇒「金利」や「不動産」のように時価に幅があるものは、その理由が特段不合理でなければ問題ない。

債権放棄

親会社が子会社の整理や再建を行う場合の支援(債権放棄・債務引受)を行う場合、損失負担が【寄付金】とされないように注意が必要です。調査では、2つの視点でチェックを行います。

①下記に示されている基準に基づいている

【損失負担等の経済合理性(総合判断)】(国税庁タックスアンサーNo.5280)

1. 支援を受ける者は、「子会社等」に該当する
2. 子会社等は倒産の危機にある・・・倒産が予測できる「収益予想」「資金繰り表」を作成しておく
3. 支援者にとって、損失負担を行う相当な理由がある
4. 支援金額は合理的である・・・支援内容・時期・金額を決めた理由を記した「議事録」「稟議書」を作成しておく
5. その後の子会社等の立ち直り状況に応じて、支援を見直すこととされている
6. 支援者の範囲は相当である。
7. 支援金額の割合は合理的である。

②債権放棄の場合、いつ発生した債権であったか

親会社が債権放棄する以前から、子会社の財務状況が債務超過かつ赤字のため、「客観的に回収見込みはない」と調査官に判断されてしまうと、【寄付金】と見なされることがあります。

⇒当時の状況でも将来回収見込みがあったことを証明する「事業計画書」「将来の予想損益」等を作成しておく

【今月の経営格言】

事業経営とは、変転する市場と顧客の要求を見極めて、これに合わせて我が社をつくりかえること

by 一倉定 (経営コンサルタント)

「一倉定の社長学シリーズ」より